

## 米沢市スポーツ少年団派遣・交流事業・補助金交付要項

### 1 目的

米沢市スポーツ少年団の活発な活動を促進するため、リーダー及び指導者の育成を図ることとする。

### 2 補助対象事業

(1) スポーツ少年団が主催する事業であること。

(2) スポーツ少年団として参加する事業であること。

上記のいずれかに該当する事業で必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

### 3 実績報告書の提出

単位団は、事業ごとに実績報告書に参考となる資料を添付して提出すること。

### 4 補助金の決定

実績報告及び参考資料等によって審査の上、補助金の額を決定する。審査は、スポーツ少年団本部「企画部会」で行う。

昭和56年6月18日制定

昭和58年6月22日一部改定

平成11年6月22日一部改定

平成30年5月9日一部改定

令和2年10月9日一部改定

令和8年4月16日一部改定 令和8年4月16日役員会専決

### 補助金対象事業と補助金算出

#### 1 指導者及び団員派遣事業

	事業名	算出
(1)	指導者養成講習会	(1) 参加料 但し、旅費、宿泊料は主催者 または単位団負担。
(2)	体力テスト判定員講習会	
(3)	スポーツ少年団大会（中央・東北・山形県）	
(4)	リーダースクール・リーダー研修会	

#### 2 交流競技大会及び交流事業の補助事業

(1)	米沢市内の交流スポーツ大会運営費の補助 (種目別連絡協議会で申請のこと)	予算に応じて審議し決定。
(2)	単位団の県内・県外交流試合の補助 (同一チームとの交流の補助は1回とする)	

#### 3 単位団の育成補助金及びリーダー研修会補助事業

(1)	単位団育成補助事業	予算に応じて審議して決定。
(2)	米沢市リーダー研修会補助	一人につき半額補助